
「INDUSTRY FRONTIER 2022」 さっぽろ産業振興財団ブース出展者募集のご案内

一般財団法人さっぽろ産業振興財団では、市内 IT 企業の技術力を PR し、国内外の企業との協業を促進するため、生産・製造向けのデジタルイノベーションテーマとする展示会「INDUSTRY FRONTIER 2022」に「さっぽろ産業振興財団ブース」を設置します。

つきましては、同ブースに出展を希望する市内企業の皆様を募集します。

<募集について>

(1) 募集内容

「INDUSTRY FRONTIER 2022」さっぽろ産業振興財団ブースへの出展企業

会 期：2022 年 7 月 20 日（水）～22 日（金）の 3 日間

出展ゾーン：生産システム見える化展：1 小間

“つながる工場”推進展 特別企画 予兆診断・保全特集：1 小間

展示会概要 URL：<https://www.jma.or.jp/tf/index.html>

主 催：一般社団法人日本能率協会

場 所：東京ビッグサイト 東展示棟

来場予定数：20,000 名（同時開催展含む）

特 徴：生産、製造、工場・品質管理に携わるプロフェッショナルの方々の情報収集やオープンイノベーションに役立つ場として、製造業ユーザーが多数来場し、出展企業との商談を実施

●生産システム見える化展（概要）

付加価値が「もの」そのものから「サービス」、「ソリューション」へ移り、市場ニーズに応じた変種変量生産が求められている昨今、企画・開発・設計・生産技術・調達・製造・物流・販売におけるエンジニアリングチェーン、サプライチェーンの更なる連携を促進し、ものづくりの革新・改善を実現するための最新技術・製品・サービスが一堂に会する。

●予兆診断・保全特集（概要）

生産・製造のデジタルイノベーションに欠かすことのできない、“予兆診断”や“保全”にかかわるソリューションが一堂に会する。

<ブース概要>

出展エリア：

- 生産システム見える化展：1 小間

- “つながる工場”推進展 特別企画 予兆診断・保全特集：1小間
1小間あたり W2,970×D2,970×H2,700（単位：mm）
※ブースの基本装飾、配置等については、当財団が決定いたします。

<日程等> ※現地集合・現地解散

- 7月18日（月）搬入日 9：00～18：00
- 7月19日（火）搬入日 8：00～18：00
- 7月20日（水）会期1日目 10：00～17：00
- 7月21日（木）会期2日目 10：00～17：00
- 7月22日（金）会期3日目 10：00～17：00
- ※ 搬出日（即日撤去）17：00～22：00

(2) 募集企業数

2社（予定）

(3) 応募条件

次の項目をすべて満たす企業

- ・ 札幌市内に本社を有する中小 IT 企業であること。
- ・ 販路開拓に意欲があること。
- ・ 製品説明や商談の来客対応が可能な担当者を出展ブースに常駐できること。
- ・ 暴力団等、反社会勢力と密接な関係がないこと。
- ・ 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- ・ 市税を滞納していないこと。

(4) 選考基準

以下の選考基準に基づき、審査委員会において書類審査の上、出展者を決定する。

なお、審査の経過については通知しないものとし、出展の可否のみ通知します。

- ・ 出展する製品が「IT 都市・札幌」のイメージや魅力発信に資する、優れた技術力や創造性あふれる自社製品であること。
- ・ 出品する製品が、展示会とその出展ゾーンとの親和性が高いこと。

※なお、応募者多数の場合は、上記の基準に加え、次の事項を勘案し選定する。

- ・ 札幌市 IoT イノベーション推進コンソーシアム参加企業であること。
- ・ AI、VR／AR、ブロックチェーン等の先端技術を有する企業であること。

(5) 出展企業負担

展示会出展に掛かる旅費交通費、展示物等の作成、展示物等の運搬費等

※ 小間料・基本的な会場造作費用のみ、当財団が負担いたします。

<応募方法>

別紙「出展申込書」に必要事項を記入の上、下記の申込先まで e-mail にてお送りください。

申込期間：令和4年4月11日（月）～4月22日（金）17時到着分まで

※選考結果は、4月28日（木）までにご連絡します。

申込先：（一財）さっぽろ産業振興財団 IT 産業振興課

e-mail：it-pro@sec.or.jp

※ご提出の際には、メール件名に【「INDUSTRY FRONTIER2022」ブース出展申込】と記載ください。

<その他留意事項>

- (1) 出展者は、展示スペースを転貸することはできません。
- (2) 出展者は、当財団が定める出展規程を遵守していただきます。
- (3) 出展者は、展示会会期中はもとより、搬入・搬出時も展示物等の管理に立ち会ってください。
- (4) PR用パンフレット等の作成に当たっては、財団等の指示するスケジュールに沿った原稿の提出をしていただきます。
- (5) 出展申込書に虚偽の記載がある場合など、不正の行為等があった場合には、参加決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (6) 出展者の商品などに生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失、損害、事故、また、出展者と商談者のトラブルや本展示会の開催中止（天災その他不測の事件、新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む）により生じる出展者の不利益等については、当財団は一切責任を負わないものとします。
- (7) 出展者は、出展後、成果把握等のために実施するアンケート、出展報告書等にご協力頂きます。

以上